

海南省読者プレゼント・クーポン企画実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、海南省の広報に対する市民の関心を高めるとともに、地元店舗や事業者が販売する商品等を紹介することで、地域振興及び市内の魅力を発信することを目的に、本市の広報事業において実施する読者プレゼント・クーポン企画に使用する物品等（以下「プレゼント」という。）の提供事業者の募集等について、必要な事項を定めるものとする。

(読者プレゼント・クーポン企画)

第2条 読者プレゼント・クーポン企画は、広報かいなん及び海南省公式 LINE その他本市の広報媒体等において実施するものとし、具体的な内容等は、実施の都度別に定める。

(プレゼントの範囲)

第3条 プレゼントは、原則として有体物又はサービスの提供であるほか、市民の福祉の増進又は地域振興に寄与するものとし、次の基準のいずれかに当てはまるものとする。

(1) 海南省内に主たる事業所を有する事業者が製造又は販売するもの

(2) その他市長が適当であると認めるもの

2 次のいずれかに該当する場合はプレゼントの範囲外とする。

(1) 法令等に違反するもの

(2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの

(3) 政治性があるもの

(4) 宗教性のあるもの又は迷信もしくは非科学的なもの

(5) 人権侵害、差別若しくは名誉棄損となるもの

(6) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(7) 青少年保護又は健全育成の観点から適切でないもの

(8) その他市長が不適當であるものと認めるもの

(プレゼントの規格)

第4条 プレゼントは、原則として希望小売価格で総額 7,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）相当以上のものとし、1名当たり希望小売価格で総額 250 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）相当以上のものとする。

2 プレゼントは、原則として3名以上に提供するものとする。

3 プレゼントは、原則として無償で引換えができるものとする。

4 前各項の規定にかかわらず、海南省公式 LINE においてプレゼント企画を実施する場

合は、プレゼント物品相当の有体物又はサービスの提供に係る割引券等の提供を認めるものとする。

(プレゼントの募集)

第5条 プレゼント提供希望者は、この要領を遵守し、プレゼント提供申込書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 掲載決定の有無にかかわらず、申込み後に辞退する場合は、プレゼント提供申込辞退書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(掲載の決定)

第6条 市は、第5条に規定する申込書の提出があったときは、市民の福祉の増進への寄与度、地域振興への寄与度、相当価格、掲載希望年月等を審査し、掲載の可否を決定する。

2 市は、掲載を決定した事業者(以下「掲載事業者」という。)に対して、プレゼント掲載決定通知書(様式第3号)を交付する。

3 市は、原則として掲載日から起算して12か月以内には同一の事業者を掲載決定しないものとする。

4 掲載決定したプレゼント情報の掲載は、広報かいなん及び海南市公式LINE その他本市の広報媒体等につき、各1回までとする。

(原稿の作成)

第7条 掲載事業者は、原稿作成に必要なデータ又は撮影機会等を市が求めた場合は、速やかに対応するものとする。

2 市は、掲載事業者に掲載案を送付し、校正の機会を設けるものとする。

3 市は、前項の校正が終了した後に、原稿の最終決定を行うものとする。

(プレゼントの提供方法)

第8条 プレゼントは、原則として、市が作成する引換券により掲載事業者の海南市内の店頭等において引き換えるものとする。

2 当選者への引換券の発送は、市が行うものとする。

3 引換券には、シリアルナンバー及び引換期限を印字するものとする。

4 掲載事業者は、引換期限内に引換券を持参した者に対し、掲載したプレゼントを提供するものとする。

5 前項の提供が直ちにできない場合は、掲載事業者の責任及び負担において郵送等の措置を講じるものとする。

6 掲載事業者は、プレゼントの提供をする際に、引換券を持参した者に対して商品の購入、体験等の責務を課すこと又は割引等プレゼント以外の利益を与えることをしてはならぬ

いものとする。

7 前各項の規定にかかわらず、プレゼントがチケット又はこれに類するものである場合は、市は、掲載事業者から納品された当該プレゼントを発送することができる。

(掲載決定の取消し)

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、掲載事業者の掲載決定を取り消すものとする。

- (1) 申込内容に偽りがあったとき。
- (2) プレゼントの提供を適切に行うことができないとき。
- (3) 当該掲載事業者から辞退の申出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、掲載が適切でないと認めるとき。

(情報提供及び二次利用)

第10条 市は、掲載事業者に対して、プレゼントの引換えに必要な情報(個人情報を除く。)を提供する。

(損害賠償等)

第11条 掲載事業者は、プレゼント提供の不履行等により、市、当選者又は第三者から損害賠償請求その他の請求がなされた場合は、その対応の一切を負担するものとする。

(掲載事業者の責務)

第12条 プレゼントの内容に関し生じた責任は掲載事業者が負わなければならない。

- 2 掲載事業者は、市税等を完納していなければならない。
- 3 掲載事業者は、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者でなければならない。

(実施報告)

第13条 掲載事業者は、引換期限満了後、速やかにプレゼント引換実施報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項は、企画財政課において定めるものとする。

附則 この要領は、令和3年7月29日から施行する。

附則 この要領は、令和4年3月29日から施行する。